

資料 9 - 1 保険会社に係る早期是正措置制度に関する総理府令・大蔵省令の概要
 (平成 11 年 1 月 13 日公布)

1. 保険業法第 132 条第 2 項、第 204 条第 2 項、第 230 条第 2 項において、保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ総理府令・大蔵省令で定めることとされている命令は、概要以下の表の通り。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		措置の内容
非対象区分	ソルベンシー・マージン 比率 200%以上	
第一区分	ソルベンシー・マージン 比率 100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	ソルベンシー・マージン 比率 0%以上 100%未満	次に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ・ 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ・ 社員配当又は契約者配当の禁止又はその額の抑制 ・ 新規契約の予定利率の変更 ・ リスクの高い投資行動の抑制 ・ 事業費の抑制 ・ 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 ・ 子会社等の株式又は持分の処分 ・ その他金融監督庁長官が必要と認める措置
第三区分	ソルベンシー・マージン 比率 0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

2. これに加え、以下のような措置も併せて講じることとする。

(1) 第三区分に該当する保険会社であっても、有価証券の含み損益等を反映した資産の

額と負債の額の差が正の値である場合又は明らかに正の値になると見込まれる場合には、第二区分の措置を講ずることができることとする。

- (2) 第三区分に該当しない保険会社であっても、有価証券の含み損益等を反映した資産の額と負債の額の差が負の値である場合又は明らかに負の値になると見込まれる場合には、第三区分の措置を講ずることができることとする。
- (3) 保険会社が、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が第二区分又は第三区分に陥ったことを知った場合、その後速やかに合理的と認められる経営改善計画を自ら策定・提出し、当該計画が所要の期間で確実に達成できると見込まれる場合は、当該計画達成後に該当する区分（非対象区分を除く。）の措置を講ずることができることとする。
- (4) 経過措置として、保険会社が、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率がいずれかの措置区分に陥ったことを知った場合、制度導入（平成11年4月1日）から半年の間に、合理的と認められる経営改善計画を自ら策定・提出し、当該計画が所要の期間で確実に達成できると見込まれる場合は、当該計画達成後に該当する区分（非対象区分を含む。）の措置を講ずることができることとする。
- (5) このほか、現行のソルベンシー・マージン基準について所要の見直しを行った。

保険契約者保護機構の創設について

○ 保険契約者保護機構の創設

1. 機構創設の目的

- ・ 保険契約者の保護を図る観点から、現行制度の下では保険契約者保護基金（指定法人）が設けられており、救済保険会社に対して資金援助ができることとなっているが、今般、上記資金援助に加え、救済保険会社が現れない場合においても破綻保険会社の保険契約を引き受ける「保険契約者保護機構」を新たに設立する。

（注）平成9年4月に破綻した日産生命保険相互会社の場合、救済保険会社として新たにあおば生命保険株式会社を設立して処理した経緯がある。

2. 機構の設立

- ・ 保険業法に基づき大蔵大臣がその設立を認可する法人として、生・損別に設立（平成10年12月1日発足）。また、全ての保険会社に加入を義務付ける。

3. 補償内容

(1) 補償対象となる保険契約

- ① 生命保険の場合：全保険契約（個人保険、個人年金、団体保険、団体年金）
- ② 損害保険の場合：自動車損害賠償責任保険、自動車保険、火災保険（保険契約者が個人・中小企業の場合）、地震保険、傷害保険等。

(2) 補償限度

- ・ 責任準備金（将来における保険金等の支払いのために積み立てられているべき準備金）の90%までを補償。

(3) 契約条件の変更

- ・ 破綻保険会社から機構（または救済保険会社）に保険契約を移転する際、その時点の金利水準等によっては、予定利率等の契約条件が変更されることがある。

4. 負担金及び借入金

- ・ 負担金は事前拠出とするが、保険会社の負担能力に配慮し、年間負担金額及び事前積立限度額（年間負担額の10倍）を設定。
- ・ 積立金を上回る支払いが行われる場合は、機構の借入金で対応。ただし、保険会社の負担能力を超えて機構の借入れが無制限に行われることのないよう、機構の借入金について限度額（年間負担額の10倍相当額）を設定。

5. 経過措置（2001年3月末まで）

- ・ 2001年3月末までに保険会社が破綻した場合には、本則（上記3）の措置よりも手厚い次のような保護を保険契約者に対して行う。

(1) 次に示す保険契約については、経過期間中に支払事由の生じた死亡保険金・入院給付金・損害保険金等を全額支払う（満期保険金、生存給付金、満期返戻金等を除く。）。

① 生命保険の場合：個人保険・団体保険（その他の保険種類については下記(2)参照）

② 損害保険の場合：法人契約を含む全種目

(2) 上記(1)に加え、将来にわたる生活を保障する貯蓄性に着目して、次に示す保険契約については、責任準備金の全額を補償。

① 生命保険の場合：個人年金保険及び財形保険（団体年金保険は除く。）

② 損害保険の場合：年金払い積立傷害保険及び財形傷害保険

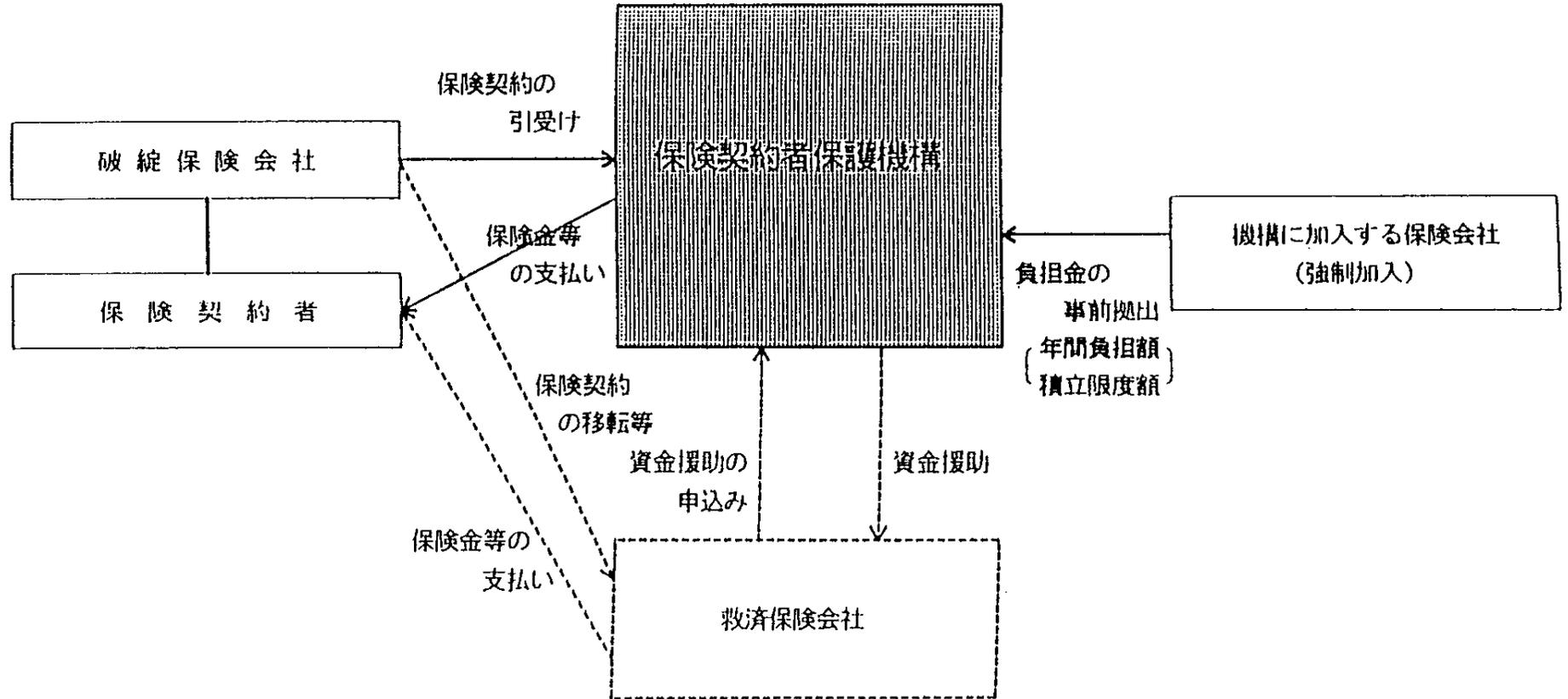
6. 制度の見直し

- ・ 金融再生委員会は、保険契約の移転等のための資金援助等を行うことにより、機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化する（例えば機構の借入金が借入限度に近づいたり、保険会社の財務の状況が悪化するなど）と認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置（制度の見直しなど）について、大蔵大臣に協議しなければならない。
- ・ 政府は、保険契約者等の保護のための措置等に係る制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要と認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置（制度の見直しなど）を講ずるものとする。

7. 公的支援

- ・ 公的支援については、2001年3月までの経過期間について政府保証及び日銀借入れを可能とする。

保険契約者保護機構の業務のイメージ



資料9-3 生命保険会社数及び損害保険会社数の推移

生命保険会社数の推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国内社 (法3条免許)	25社	26社	27社	27社	27社	28社
うち損保系 生保子会社	—	—	—	—	—	—
外社(法 185条免許)	5社	4社	3社	3社	3社	3社
合計	30社	30社	30	30社	30社	31社

	7年度	8年度	9年度	10年度	11.5期	
国内社 (法3条免許)	29社	41社	42社	43社	44社	
うち損保系 生保子会社	—	11社	11社	11社	12社	
外社(法 185条免許)	2社	3社	3社	3社	3社	
合計	31社	44社	45社	46社	47社	

損害保険会社数の推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国内社 (法3条免許)	24社	25社	25社	25社	25社	26社
うち生保系 損保子会社	—	—	—	—	—	—
外社(法 185条免許)	35社	34社	34社	33社	30社	30社
合計	59社	59社	59社	58社	55社	56社

	7年度	8年度	9年度	10年度	11.5期	
国内社 (法3条免許)	27社	33社	33社	35社	35社	
うち生保系 損保子会社	—	6社	6社	6社	6社	
外社(法 185条免許)	31社	31社	32社	30社	28社	
合計	58社	64社	65社	65社	63社	

(注) 損保会社の外社数には、219 条免許を含む。

資料9 - 4 生命保険会社の平成8・9年度及び10年度決算(速報)の概要
 —— 生命保険会社全社ベース ——

	8 年 度		9 年 度		1 0 年 度	
	(= 9年3月期)	対 前 年 増減率(%)	(= 10年3月期)	対 前 年 増減率(%)	(= 11年3月期)	対 前 年 増減率(%)
保有契約高(兆円)	2,174	1.0	1,968	9.5	1,889	4.1
保険料等収入(億円)	293,990	4.6	304,722	3.7	287,171	5.8
保険金等支払金(＂)	292,465	35.2	313,912	7.3	283,358	9.7
経 常 利 益(＂)	19,104	12.3	8,155	57.3	13,968	71.3
総 資 産(兆円)	188	0.6	190	0.8	189	0.5
リスク管理債権(億円)	—	—	17,156	—	13,339	22.2

(注1) 各年度とも44社ベース(9年度はGEエジソン生命を除き、10年度は東邦生命及びアフラック・セントラル生命を除く。)

(注2) 保有契約高、解約等は、個人保険+個人年金保険+団体保険の計数。

(注3) 10年度のリスク管理債権は、各社のディスクロベース(取立不能見込額控除後)の計数。

資料9-5 損害保険会社の平成8・9年度及び平成10年度(速報)決算の概要

—— 損害保険会社国内35社ベース ——

(単位：億円)

	8年度 (=9年3月期)		9年度 (=10年3月期)		10年度 (=11年3月期)	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)
元受正味保険料(粒保料控)	106,219	4.0	103,137	2.9	96,240	6.7
正味収入保険料	72,281	3.9	72,153	0.2	69,162	4.1
正味支払保険金	34,904	4.0	35,363	1.3	36,406	3.0
経常利益	3,776	22.7	3,762	0.4	3,707	1.5
総資産	303,581	3.1	311,174	2.5	308,272	0.9
リスク管理債権	——	——	3,936	——	3,869	1.7

注1) 8年度、9年度は33社ベース、10年度は35社ベース。(オールステート損害保険㈱及びアクサ損害保険㈱が10年度より営業開始)

注2) 10年度のリスク管理債権は、各社のディスクロベース(取立不能見込額控除後)の計数。

金融再生委員長談話

— 東邦生命保険相互会社について —

- 1 . 金融監督庁から、「本日午後、東邦生命保険相互会社が臨時取締役会において事業の継続を断念する決議を行い、金融監督庁に対し同決議の報告及び保険業法第 2 4 1 条の規定による業務停止命令等の発動の要請を行った。」との報告を受けた。
- 2 . 金融監督庁においては、東邦生命保険相互会社からの報告を受けて、直ちに、保険業法第 2 4 1 条の規定に基づき、東邦生命保険相互会社に対し業務の一部停止、一層の資産の悪化を招く行為の禁止等の措置を命じたところであり、また、保険契約の存続を図るため、速やかに保険管理人の選任を行い、保険契約の移転等の計画の作成を命ずる予定である。
- 3 . 生命保険会社が破綻した場合のセーフティ・ネットとしては、金融システム改革法により創設された生命保険契約者保護機構があり、同機構による資金援助又は保険契約の引受けを通じて、保険契約者等の保護が図られることとなっている。特に、2001年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされている。
- 4 . したがって、保険契約者におかれては、いたずらに風評に惑わされることなく冷静な行動をとられることを強く希望する。

金融監督庁長官談話
— 東邦生命保険相互会社について —

1. 本日午後、東邦生命保険相互会社は臨時取締役会において事業の継続を断念する決議を行い、当庁に対し同決議の報告及び保険業法第241条の規定による業務停止命令等の発動の要請を行った。
2. 当庁は、この報告を受けて、直ちに、保険業法第241条の規定に基づき、東邦生命保険相互会社に対し業務の一部停止、一層の資産の悪化を招く行為の禁止等の措置を命じた。
 今後は、同社に対し、同条の規定に基づき「保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うために、速やかに保険管理人の選任を行うこととしている。
3. 業務の一部停止を命じたことにより、解約に関する業務、契約者貸付に関する業務、配当の支払いに関する業務等は停止されるが、保険金の支払い、保険料の受領等の保全業務については引き続き行われることとなる。
 なお、東邦生命保険相互会社は、解約に関する業務等をジー・イー・エジソン生命保険株式会社に委託していることから、実際上はジー・イー・エジソン生命保険株式会社において東邦生命保険相互会社から委託されている解約に関する業務等が停止されることとなる。
4. 当庁としては、保険契約を存続させることが保険契約者等の保護を図るための最善の措置と考えており、保険管理人に対し保険契約の移転等の計画の作成を命ずる予定であり、東邦生命保険相互会社の処理のスキームは保険管理人において策定される保険契約の移転等の計画において定められることとなる。
5. 保険契約者におかれては、以下のような保護が図られることとなっており、いたずらに風評に惑わされることなく冷静な行動をとられることを強く希望する。
6. 即ち、生命保険会社が破綻した場合のセーフティ・ネットとしては、金融システム改革法により創設された生命保険契約者保護機構があり、同機構による資金援助又は保険契約の引受けを通じて、責任準備金（将来における保険金等の支払いのために積み立てられているべき準備金）の90%までを補償すること等により、保険契約者等の保護が

図られることとなっている。ただし、2001年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われることとされているなどの保護がなされる仕組みとなっている。

7. また、他の生命保険各社は、近年の低金利等の経済環境の下、自己資本の充実等による経営基盤の強化等に努めていると聞いているところである。

なお、当庁としては、今後とも、保険契約者等の保護の観点から、本年4月から導入された早期是正措置の厳正な運用、立入検査、モニタリングの充実など監督権限の適切な行使を通じて、保険会社の経営の健全性の確保を図ってまいり所存である。

東邦生命保険相互会社の概要

1. 本社所在地：東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号

2. 沿革：明治31年5月 「徴兵保険株式会社」として設立
昭和22年12月 社名を「東邦生命保険相互会社」

(注) 東邦生命は、平成10年2月、GEキャピタルとの間で共同出資による新生保会社（GEエジソン生命）の設立等を内容とする業務提携を行った。この提携において、東邦生命はGEエジソン生命に新規契約の募集体制の事業譲渡を行い、現在は既契約の維持管理のみを行っている。

3. 概況：

・主要計数 (単位：億円)

	9年3月期	10年3月期	10年9月末
保有契約高	399,309	327,533	229,030
総資産	45,095	30,014	28,046
収入保険料	5,995	5,211	1,793
経常利益	68	1	32

・役員 5名 (11年4月現在)
・監査役 4名 (")
・内勤職員 177名 (11年4月現在、ほかエジソン生命出向 1,597名)
・支社数 0 (")
・営業職員数 0名 (")
・保有契約件数 2,729,949件 (11年2月現在)
・社員数 1,662,296名 (10年9月現在)

4. 主要役員：社長 まこかわ 埜川 りだい 利内
副社長 齋藤 邦彦

5. ソルベンシー・マージン比率 : 154.3% (平成10年3月末)

東邦生命保険相互会社に対する保険管理人による
業務及び財産の管理命令等について

- 1 . 本日、保険業法第 2 4 1 条の規定に基づき、東邦生命保険相互会社に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第 2 4 2 条第 2 項の規定に基づき、公認会計士の杉山茂八氏、弁護士の小杉晃氏及び社団法人生命保険協会（会長 住友生命保険相互会社社長 吉田紘一）を同会社の保険管理人として選任し、併せてこれらの保険管理人に対し同法第 2 4 7 条第 1 項の規定に基づき同会社に係る保険契約の移転を定める計画の作成を命じました。
- 2 . 今般の措置により、東邦生命相互会社の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は保険管理人に専属することとなり、本日選任した保険管理人は、東邦生命保険相互会社に係る保険契約の移転を定める計画を策定することとなります。

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成11年6月22日現在)

(会 長)	倉 澤 康一郎	武蔵工業大学教授
(委 員)	加 藤 裕 治	全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長
	川 戸 恵 子	東京放送報道番組センター副部長
	佐 藤 秀 一	全国共済農業協同組合連合会代表理事会長
	島 田 晃	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	高 瀬 佳 久	日本医師会常任理事
	中 山 恭 子	国際交流基金常務理事
	仁 平 圀 雄	日本自動車連盟会長
	布 江 實	自動車保険料率算定会専務理事
	橋 本 章	日本自動車会議所理事
	樋 口 公 啓	日本損害保険協会会長
	山 下 友 信	東京大学教授
	若 菜 允 子	弁護士
(行政機関)	荒 井 正 吾	運輸省自動車交通局長
	鈴 木 正 明	自治省行政局長
	竹 中 美 晴	農林水産省経済局長
	玉 造 敏 夫	警察庁交通局長
	伏 屋 和 彦	大蔵省金融企画局長
	細 川 清	法務省民事局長

金融監督庁長官談話

1. 日米保険措置につきましては、我が国はこれまで誠実に履行してきたところであります。

先般成立した金融システム改革関連法に基づく料率算定会の改革が昨日施行されたことにより、96年補足的措置に基づく第3分野の激変緩和措置を解除するための条件が全て満たされたことは明らかであります。

したがって、金融システム改革の一環として、第3分野は2001年1月に完全に自由化されることとなります。

2. 金融監督庁としても、引き続き日米保険措置を遵守するとともに、金融システム関連法の着実な実施、公正で透明な金融監督の確立、厳正で実効性のある検査の実施とモニタリングの充実等を通じて、金融システムの安定、事前指導的な行政から事後チェック重視型の行政への転換等を図り、金融システムの改革を着実に進めていく所存であります。

新 聞 発 表

平成10年12月18日

金 融 監 督 庁

保険契約及び保険金支払の見直しについて

今般、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る観点から、保険募集や保険契約等に係る事項について、別紙のような改善策を講じることとした。なお、改善策に係る府・省令及び事務ガイドラインの改正は、今後、所要の事務手続きを経て公布、発出する。

また、今後、さらに改善を要する問題点が認められるような場合は、所要の措置を講じることとする。

保険契約及び保険金支払の見直しについて

1. 被保険者の同意確認の強化

- 被保険者の同意確認の方法が、書面により同意する方法等によるものであることを事業方法書の審査基準とし、省令に規定する。
(総理府令・大蔵省令の改正)
- 保険会社の同意確認の強化を図る観点から、被保険者の署名・捺印による同意確認の方法等を示すとともに、被保険者の同意確認の方法の適否について、監督上の視点として事務ガイドラインに規定する。
(事務ガイドラインの改正)
- 総合福祉団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュー特約」を付帯する保険契約については、書面で個別に被保険者の同意を確認しているか否かを、監督上の視点として事務ガイドラインに規定する。
(事務ガイドラインの改正)
- 事業方法書に被保険者の同意確認の方法を規定する。
(各社の対応)

2. 法人契約の適正化

- 法人契約において、企業の存在が確認できる書類等により法人の実在確認、事業活動の有無の把握を行うなど、事業を行っていない法人が契約者となっていないか確認するための措置が講じられているか否かを、監督上の視点として事務ガイドラインに規定する。
(事務ガイドラインの改正)
- 法人契約については、保険金受取人である企業から、被保険者又は死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることが分かる書類を取付け、あるいは、被保険者又は死亡退職金等の受給者が当該金銭を受領したことが分かる書類等の取付け、などの措置が講じられているかを、監督上の視点として事務ガイドラインに規定する。
(事務ガイドラインの改正)
- 各社は改善策について、事業方法書や社内規程の整備等を実施する。
(各社の対応)

3. 保険契約及び保険金支払いにおける医師の関与の適正化

- 健康診査時に、医師が運転免許証やパスポート等の本人を特定しうる書類により被保険者の本人確認を行うなどの措置が講じられているか否かを、監督上の視点として事務ガイドラインに規定する。
(事務ガイドラインの改正)
- 各社は医師による被保険者の本人確認の措置等を講じる。
(各社の対応)

4. 全般的な社内管理体制の見直し

- 被保険者に契約内容の周知を図るため、保険募集に際して、生命保険募集人等が保険契約者及び被保険者（保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保する措置を講じるよう、保険会社に義務付ける。
（12月1日に総理府令・大蔵省令改正済）
- 架空契約等の不正な保険契約の混入を防止する観点から、運転免許証やパスポート等の本人を特定しうる書類により保険契約者等の本人確認を行う措置が講じられているか否かを、監督上の視点として事務ガイドラインに規定する。
（事務ガイドラインの改正）
- 各社は、生命保険募集人等が保険契約の内容について説明を行うことを確保する措置、公的書類等による本人確認の措置を講じる。
（各社の対応）

5. 多重契約のチェック制度の強化

- （社）生命保険協会は、保険金詐欺等のモラルリスクの防止・排除等の観点から、登録する保険金額の基準引下げやデータの登録期間（現行2年間）の延長等の見直しを検討する。
（協会の対応）
- （社）日本損害保険協会は、現行の「人保険事故情報交換システム」に加え、死亡保険金受取人を指定した契約について、契約情報を交換するシステムの開発を検討する。
（協会の対応）

資料 9-12 主な保険会社の提携関係等について

保 険 会 社 名	提 携 先	プ レ ス 発 表	提 携 等 の 内 容
千代田火災海上保 険	トヨタ自動車 ^(株)	平10.9.11	・トヨタ自動車が第三者割当増資の引受
東京海上火災保険 明治生命保険	東 京 三 菱 銀 行 三 菱 信 託 銀 行	平10.9.11	・投信評価会社の共同設立 ・確定拠出型年金に係る共同事業 ・投資銀行業務における事業展開
第一生命保険	日 本 興 業 銀 行	平10.10.2	・金融商品・サービスの相互補完と開発、提供 ・資産運用・管理業務の提携 ・商品研究・新テクノロジー開発の為に合弁会社設立 ・平10、11年度における増資の引受、基金等の拠出
セゾン自動車火災 保険	エイチ・アイ・エ ス	平10.10.6	・エイチ・アイ・エスが第三者割当増資引受 ・包括的な業務提携関係を構築
日本生命保険	ドイツ銀行(独)	平10.11.11	・投信商品の共同開発・販売 ・欧州に合弁運用会社設立 ・日本での信託共同事業の検討 ・人的交流
太陽生命保険	大同生命保険	平11.1.17	・将来的な保険持株会社構想のもとでの事業展開を前提とした全面的業務提携
第百生命保険	マニライフ・ファイナンシャル (加)	平11.2.9	・共同出資による新生命保険会社(マニライフセンチュリー生命保険)を設立
朝日生命保険	メトロポリタンライフ(米)	平11.2.26	・資産運用、投信業務を軸にした包括提携
協栄生命保険	第一火災海上保険	平11.3.10	・資本・業務両面で提携 ・商品の共同販売 ・基金・増資の引受
セコム東洋損害保 険	セコム ^(株)	平10.7.20 平11.3.11	・セコムが資本参入し、損保業界に参入 ・セコムが第三者割当増資の引受(子会社化)
千代田生命保険	ユナム(米)	平11.3.15	・商品セットの多様化と拡販 ・商品開発及び市場開拓に関する人事交流
日本生命保険 ニッセイ損害保険	同和火災海上保険	平11.6.4	・営業、損害調査・査定、事務システム、資産運用等、幅広い業務領域において、業務協力の拡大 ・日本生命保険が同和火災海上保険の第三者割当増資の引受